

議 第 5 号 議 案

放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の
処遇改善を求める意見書の提出について

放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を
求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出し
ます。

平成31年3月13日提出

富士見市議会議長 尾 崎 孝 好 様

提出者 文教福祉常任委員会委員長 根 岸 操

提 案 理 由

放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を
求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき国会及び政府に対して提出するた
め、この案を提出します。

放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の 処遇改善を求める意見書

放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、放課後等に安全に安心して生活できるための遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るものである。児童の安全を確保するためには、児童を見守る職員の体制が万全である必要がある。

そのため、放課後児童クラブで突発的な事故等が生じた場合、それに対応する職員のほか、その職員以外の児童に対応する者が必要になるなどの理由から、職員の複数配置が必要とされている。また、放課後児童支援員等については、研修等により資質を向上させていくことが必要とされている。これらの職員の配置等については、国が基準を定め、市町村が放課後児童クラブに関する条例を定める際に従うべき基準とされている。

一方、地方分権改革の提案募集において、全国的に放課後児童クラブの人材不足の深刻化により支障が生じているとして、当該従うべき基準の規制緩和を求める提案が地方から国に提出された。これを受け、国は、当該従うべき基準を参酌化することについて、検討している。

仮に、当該従うべき基準を緩和して職員が1名で多くの児童を受け持つことになった場合には、放課後児童クラブの安全性が低下するおそれがある。そもそも放課後児童クラブの運営にとって最優先すべきことは児童の安全の確保であり、このための最低基準として当該従うべき基準が定められたものである。これを単に放課後児童クラブの人員の確保が難しいという理由から緩和すべきではない。

また、放課後児童クラブにおける児童の安全を確保するためには、放課後児童支援員等の量的な確保とその質の向上が不可欠である。そのため、国においては経験等に応じた処遇改善を進めるための事業を始めたが、その要件が厳しいことから事業の活用が進んでおらず、放課後児童支援員等の処遇の改善はいまだ不十分な状態である。

よって、富士見市議会は、国会及び政府に対し、下記の措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 放課後児童クラブの職員配置基準等に係る従うべき基準については、児童の安全が確保されるよう堅持すること。
- 2 放課後児童支援員等について、給与等の処遇の改善の更なる対策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月 日

埼玉県富士見市議会

| | |
|--------------------------------|--------|
| 衆議院議長 | 大島理森様 |
| 参議院議長 | 伊達忠一様 |
| 内閣総理大臣 | 安倍晋三様 |
| 財務大臣 | 麻生太郎様 |
| 厚生労働大臣 | 根本匠様 |
| 内閣府特命担当大臣 (少子化対策担当) | 宮腰光寛様 |
| 内閣府特命担当大臣 (地方創生担当・男女共同参画担当) | 片山さつき様 |